

国土館大学教育後援会 育英奨学生 募集要項（令和 7 年度）

この奨学金は、国土館大学教育後援会会則第 4 条第 2 号に基づき、所定の修学期間で卒業する能力と勉学の意欲を持ちながら、家計の急変により修学を断念することのないよう、修学上必要な学費を給付することにより、修学の継続を支援することを目的とするものです。

本奨学金を希望する方は、この募集要項をよく読み、以下の申請手続きを行ってください。

1. 申請資格

学生（入管法等に係わり留学生は除く）の学費負担者が本会会員であり、次の各号の事由のいずれかが出願日から遡って 1 年以内に発生している者。

(1) 学費負担者が死亡した者、ただし自死は対象外

(2) 学費負担者が次の重度後遺障害が生じた場合、ただし精神障害は対象外

「身体障害者福祉法」により身体障害者 2 級以上の認定を受けた場合

「国民年金法施行令」及び「厚生年金保険法施行令」により障害等級 1 級以上の認定を受けた者

(3) 学費負担者の主たる収入減に次の事由が生じた場合（出願は 1 回限り）

給与所得者は、勤務先の倒産による失業または解雇

専従者は、事業主の破産手続き開始決定

会社役員は、経営する法人の倒産・破産手続き開始決定

自営業者は、本人の破産手続き開始決定

2. 奨学金額

(1) 学費負担者の死亡または重度後遺障害の場合は、在学する学期の授業料

(2) 学費負担者の失業などの場合は、学期ごとに授業料の不足額相当

3. 給付期間

1. 育英奨学金は、給付決定があった日の属する学期から給付を開始します。

2. 支給期間は採用年度とし、次年度も給付を希望する場合は、新たに申請が必要となります。

4. 採用人数

本年度奨学金予算内

5. 給付方法

本教育後援会が給付金額を当該給付奨学生の学費として学校法人国土館へ支払います。

6. 申請方法

春期は 6 月～7 月末・秋期は 11 月～12 月末の募集期間中に、定められた大学担当部署を経て教育後援会事務局へ必要書類を提出してください。

7. 必要な申請書類

次の各号に掲げる所定の申請書類を揃えてください。

- (1) 給付申請書（様式第1号）
- (2) 生計を共にする家族の所得証明書等
- (3) 給付を必要とする家計急変などの事実を証明する公的書類
- (4) 学長または学部長の推薦書（申請時は不要）
- (5) その他教育後援会会長が必要と認めた書類

8. 奨学金の併用

育英奨学金では、ほかの奨学金制度またはこれに準ずるものとの併用を妨げません。

9. 給付奨学生の選考・決定

申請書類に基づき書類選考を行い、選考基準を満たしたものは給付奨学生候補者として認定されます。給付奨学生候補者は、教育後援会奨学生選考委員会の面接選考を受け、教育後援会会長が決定します。面接の会場や日時の詳細は大学担当部署から別途通知します。

10. 選考結果通知

選考結果は、申請者全員に通知します。

- ・採用された給付奨学生には奨学金給付証を郵送します。

11. 本奨学生に正式採用されるための条件

採用された給付奨学生は、所定の期日までに誓約書（様式第2号）を提出してください。

12. 資格の喪失

給付奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、その資格を喪失します。

- (1) 傷病その他の理由により学業の継続ができないとき
- (2) 休学または退学したとき
- (3) 除籍または懲戒処分を受けたとき
- (4) 申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明したとき
- (5) その他給付奨学生としてふさわしくない行為をしたとき

13. 奨学金の返還

給付奨学生としての資格を喪失したとき、当該学生は当該学期に給付された給付奨学金の金額を返還しなければなりません。

〔書類提出先〕

国土館大学 学生・厚生課（各キャンパス）

対応時間：月～金曜日の10:00～17:00

電話番号：03-5451-8114

〔お問い合わせ先〕

国土館大学教育後援会 事務局

対応時間：月～金曜日の10:00～17:00

電話番号：03-3418-2692